

特集にあたって (特集 インド民主主義体制のゆくえ -- 挑戦と変容)

著者	近藤 則夫
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	194
ページ	2-3
発行年	2011-11
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00004111



特集にあたって

近藤 則夫

●民主主義体制とインド

インドは、一九七五年から七七年まで一時独裁体制に陥ったが、その時期を除けば一九四七年の独立以降今日まで、基本的に民主主義体制を維持している。民主主義体制は様々な定義されるが、ここでは最小限の定義である「公正な選挙によって政府が選ばれる体制」としておこう。民主主義体制をこのようなものとして定義するとそれは一般にどのような条件のもとで、存続が保証されるのだろうか。

プシュヴォルスキ等は、経済発展と民主主義の関係を統計的に探り大きな影響を与えた「民主主義と発展」（二〇〇〇年）で、民主主義体制の「生存率」は経済発展レベルが高いほど高く、逆に貧困な国では民主主義体制は脆弱で崩壊する可能性が高いことを見いだした。また複雑な民族構成を持つ

ほど民主主義であれ権威主義であれ体制を維持することが難しいとした。またホルルの研究（二〇〇九）は、民主主義体制は経済的不平等性が高い国ほど脆弱であることを見いだしている。

このような観点からすると経済的に後進的で不平等性も甚だしく、民族的にも極めて複雑なインドが長年民主主義を維持してきたことは非常にまれな例であるといえる。いわばインドは一般的な常識からすれば例外的な民主主義体制なのである。このような一般論としてインド例外論は、インドが民主主義体制を長年維持してきたという事実を前に、一笑に付されるべきものであろうか。おそらくそうではない。インドはイギリスの植民地支配の特質から、独立時には比較的安定した政党政治が既に存在し、また、中央、州レベルでも一定の経験を積んだ議会制や

官僚制が存在したことと比較的に安定した形で民主主義体制が船出し得た。しかし、様々な形で不安定性、歪みはあちらこちらに露呈している。すなわち、実態として民主主義体制はインドにおいて「自然に」存続し続けるためには脆弱で矛盾が多く、いわば様々な点でハンデイを抱え、矛盾を抱えた体制と考えられるのである。

●インド民主主義体制の限界と適応進化

そのような矛盾が露呈した典型的な例は一九七五年から七七年まで続いた「非常事態宣言」による民主主義の停止である。それは経済危機など様々な要素がその背景にあるが、民主主義体制の脆弱性に根本的な原因があると思われる。もともとこの強権的体制は短期間に民主主義体制に復帰したが、また、ムスリムが住民の多数

を占めパキスタンと領有権が争われているカシミール地域における強権的支配、北東部の分離主義に対する抑圧など国家統合と民族自決の原理の矛盾の解消にも、民主主義体制は必ずしも有効に働いているとは言えない。さらに、社会に眼を向けてみると、独立後半世紀を経てカースト、宗教的マイノリティ、そしてエスニシティによる差別や格差の解消などに有効に対処してきたかどうか、判断に苦しむ面が多いことも事実である。疎外され劣悪な地位に押しとどめられている部族民の間で「ナクサライト運動」と呼ばれる極左運動による武力闘争が広がる傾向にあるのもその例と考えてもよいであろう。これらの例からすると民主主義体制とはその時々社会的に優勢で数的に優位な特定階層の支配を正統化するだけの制度でしかないのではないのかという疑問が付きまとう。インドの民主主義体制は社会の構造的な諸問題を解決する能力に様々な問題や限界があることは明らかである。

しからばこのような恒常的な「逆境」の中でも民主主義体制が比較的安定して存続しているのはなぜであろうか。一つの理由は上述のごとき歴史的経緯の故に、

会議派^①を中心とする政党政治連邦制、議会制度と選挙制度、官僚制などからなる包摂的で、かつ、どこちないながらも社会的変化に対応できる民主主義体制が独立の時点で与えられていたからである。そしてさらに重要な点は、そのような体制が今日までの歴史的展開の中で、政治社会的変化に適応する能力を身につけたことである。

いくつかの例を述べる。まず、連邦制は歪な州の境界を再調整して、一九五六年には原則的に言語を単位とした州へ再編成され、エスニシティと基本的行政単位^②州の不一致が修正されている。また、カースト制度で最下層に置かれ差別されてきた旧不可触民（指定カースト）や部族民（指定部族）には選挙、あるいは、行政機関や高等教育機関において彼ら専用の「留保」枠が憲法制定時には既に制度化されていたが、この留保枠の仕組みは旧不可触民や部族民ではないが社会的教育的に同じように後進的な「その他の後進階級」にも広げられてきた。それはまず州レベルで適用され、一九九三年には中央政府レベルでも適応された。一方、人々のより身近な民主主義である地方自治に関しては

「パンチャヤト制度」と呼ばれる開発機能に力点をおいた地方自治制度が一九九三年に憲法改正で全国的に強化された。その改正で注目すべきは女性へ一／三の議席が留保されたことである。女性の政治進出により封建的な農村社会におけるその地位向上が期待されたのである。

一方、政党政治に眼を向けてみると、左翼のインド共産党から、右翼の大衆連盟（一九八〇年以降「インド人民党」）まで幅広い政治勢力が民主主義体制の中で位置を与えられているという点が重要である。例えば、一九五七年には、ケーララ州の州議会選挙でインド共産党は過半数近くの議席を獲得し政権の座に就いたが、それは世界で初めて選挙で選ばれた共産党政権であった^③。同政権は農民組織や労働組合を通じる激しい政治動員を行うことで急進的変革を目指したが会議派中央政権の介入を受けて二年後に崩壊してしまふ。しかし、一九七七年に西ベンガル州議会選挙で政権を獲得したインド共産党（マルクス主義）を中心とする左翼戦線政府は、ネオリベラルな経済発展という大きな流れに適応できず敗北を喫した本年二〇一一年五月の州議会選挙ま

で、州政権を担当している。一方、大衆連盟／インド人民党はヒンドゥー民族主義をとる政党であり、しばしば宗派暴動につながる扇動政治を行ってきた政党であるが故に、会議派はじめ中道諸政党が警戒してきた政党である。しかし、インド人民党も一九九〇年代から他党との連合のため過激な主張を自制し一九九八年には中央で政権を獲得するまでになった。重要なポイントはこちらの左右の政党は議会政治と選挙制度を通じてインドの民主主義体制に適応してきたという、点である。

以上のように、インドの民主主義体制は様々な矛盾を抱えながら適応進化している体制である。その行方を展望するためには、従って、それが抱え込んでいる様々な問題や矛盾の構造、そして、それがどのように展開しているのか、がどのように展開しているのか、の確に理解することが必要である。本特集はその理解のために編まれたものである。

（こんどう のりお／アジア経済研究所 南アジア研究グループ）

《注》

(1) インド 国民会議派 (Indian National Congress)。一八八五

年設立。独立運動の中心的役割を担い、独立時にはJ・ネルーを首相として政権を担当。

(2) 同党は一九六四年に内部対立からインド共産党とインド共産党（マルクス主義）に分裂する。後者の方がより左翼的でかつ勢力が大きい。

《参考文献》

① 近藤則夫編著「二〇〇九」『インド民主主義体制のゆくえ：挑戦と変容』（研究双書No.五八〇）アジア経済研究所。

② Houle, Christian [2009] "Inequality and Democracy: Why Inequality Harms Consolidation but Does Not Affect Democratization," *World Politics*, Vol. 61, No. 4 (October), pp. 589-622.

③ Przeworski, Adam, Michael E. Alvarez, Jose Antonio Cheibub, and Fernando Limongi [2000] *Democracy and Development: Political Institutions and Well-Being in the World, 1950-1990*. Cambridge: Cambridge University Press.